

ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付要綱

(平成 29 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダ」という。)の普及を促進し、交通事故防止の強化を図るため、ドライブレコーダ機器を導入する会員事業者(以下「会員」という。)に対しその経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに機器を装着した会員とする。

(装着対象車両)

第 3 条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

(対象機器)

第 4 条 「**貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン**」で分類され、かつ一定の要件を満足する機器を助成対象とする。

(助成交付額及び導入台数上限)

第 5 条 助成交付額は、次のとおりとし、県ト協分に全ト協分を加算する。

	県ト協助成金	全ト協助成金
標準型	20,000 円	—
運行管理型	20,000 円	20,000 円

2 一台でEMS機能とドライブレコーダ機能を備えている場合(一体型)は、それぞれ別途の申請を行うこと。

3 国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金は交付しない。また、購入価格(消費税を除く)が助成金額を下回る場合は、購入価格を上限とし、県ト協助成分を調整する。

4 予算の範囲内で受付け順に助成する。なお、予算超過時においては、装着日付の早い順とする。

5 年間導入台数は、一会員当たり 50 台とする。

6 **買取(一括、割賦)及びリースによる導入とし、リースであっても会員に助成金を交付する。**

(助成期間)

第 6 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日までに装着を完了し、支払い等が終了したもの。

(助成金の申請)

第 7 条 ドライブレコーダ機器を導入し装着した会員は、別紙「ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付申請書」に必要書類を添付し、県ト協会長に対して申請する

ものとする。

但し、最終申請期限は平成 30 年 3 月 5 日とする。

(財産の処分制限)

第 8 条 会員は、機器を装着した日から起算して 1 年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(助成の条件)

第 9 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(事故映像等の報告)

第 10 条 助成金の交付を受けた会員は、全ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 11 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第 12 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。